

全国労働衛生週間

令和5年度 第74回

島田労働基準監督署 第三方面
内藤 皓将

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

主な説明内容

- Topic1 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱等
- Topic2 労働者の健康確保を巡る動向
- Topic3 静岡局版第14次労働災害防止計画
- Topic4 化学物質の管理が変わります！
- Topic5 メンタルヘルス対策について
- Topic6 法令改正等について

主な説明内容

- Topic1 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱等
- Topic2 労働者の健康確保を巡る動向
- Topic3 静岡局版第14次労働災害防止計画
- Topic4 化学物質の管理が変わります！
- Topic5 メンタルヘルス対策について
- Topic6 法令改正等について

Topic

1

令和 5 年度全国労働衛生週間実施要綱等

スローガン、実施事項等について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

スローガン

目指そうよ二刀流
こころとからだの健康職場

期間

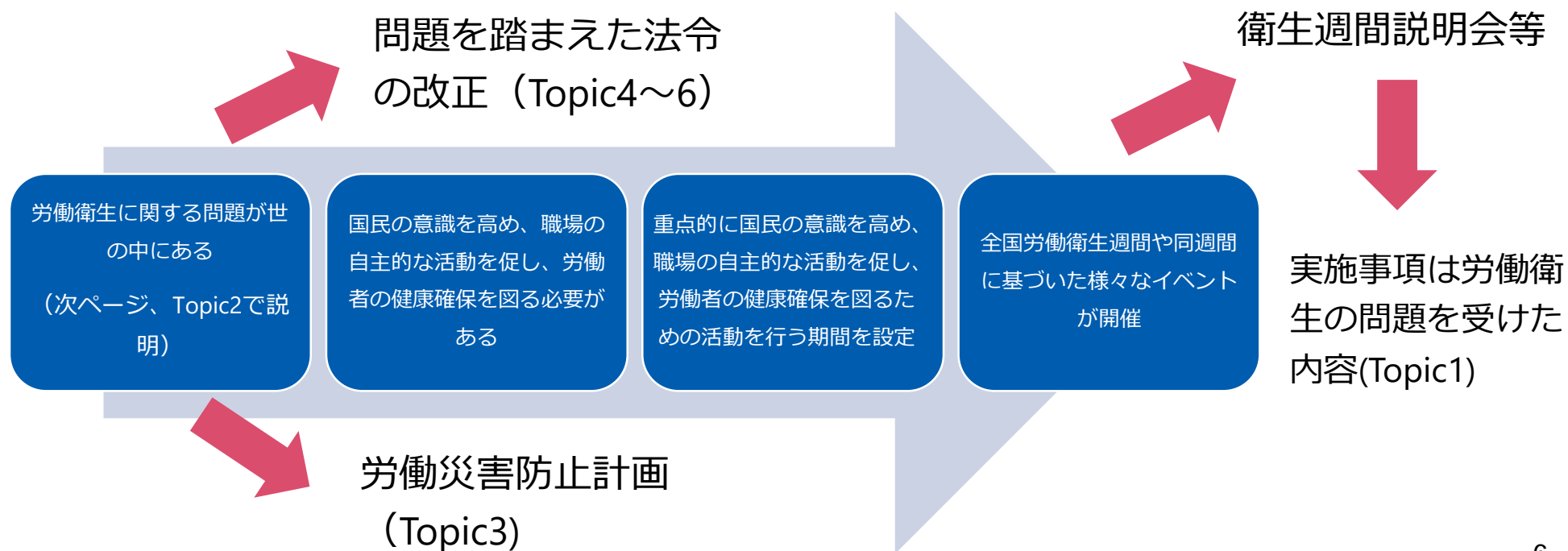
10月1日（日）～10月7日（土）
（準備期間 9月1日～9月30日）

令和5年度全国労働衛生週間実施要綱等

全国労働衛生週間

厚生労働省によって提唱

労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促し、労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており今年で74回目。



令和5年度全国労働衛生週間実施要綱等

趣旨～去年度との比較～

令和4年度

長時間労働による健康障害

感染症（コロナ）対策

高齢者の安全と健康

化学物質

石綿

令和5年度

高齢化、高齢者や働く女性の安全と健康

長時間労働による健康障害

小規模事業場における体制確保

化学物質

石綿

令和5年度 全国労働衛生週間

実施事項

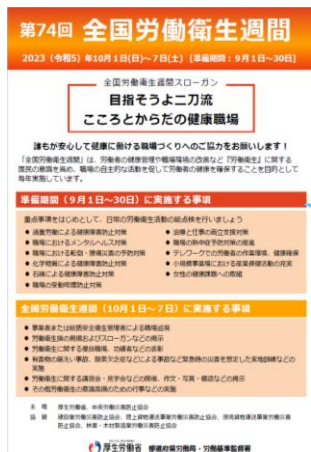
本週間の実施事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間の実施事項 重点事項

- ア 過重労働による健康障害防止対策
- イ メンタルヘルス対策
- ウ 転倒・腰痛災害予防
- エ 化学物質による健康障害防止対策
- オ 石綿による健康障害防止対策
- カ 職場における受動喫煙防止
- キ 事業場における治療と仕事の両立支援
- ク 職場の熱中症予防対策の推進
- ケ テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン
- コ 小規模事業場における産業保健活動の充実
- サ 女性の健康課題への取組

後ほど、説明
します



配布資料を確認願います！

労働災害の事例紹介

（重点②）



目録 ケース①: 製造業

- 01 工場の作業場で水をまいて清掃していた
- 02 濡れた床で足をすべらせ、転倒
- 03 右手をつき、骨折(休業見込期間は6か月)



被災者情報	
性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

労働災害の発生要因(推察)

🔍 CHECK

清掃中に床が濡れており、転倒しやすい状況であったこと。被災者は高年齢女性であり、身体機能(骨密度・体幹等の低下)によるものも一因と推察される。

※厚生労働省 第14次労働災害防止計画の概要より

転倒災害予防

- ・安全衛生管理体制の確立
経営トップ自らによる安全衛生方針の表明
担当者の指定、リスクアセスメントの実施

「転倒等リスク評価セルフ
チェック」で検索

- ・職場環境の改善
身体機能の低下を補う設備装置・装置の導入
高年齢労働者の特性を考慮した作業管理
勤務形態等の工夫

- ・高年齢労働者の健康や体力の状況の把握と対応
健康測定等により、事業者、高年齢労働者の体力の状況を把握
把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組

- ・安全衛生教育
写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、未経験の業務・業種の教育訓練

転倒災害の増加傾向への歯止め

静岡労働局の取り組み（ぬかづけ運動）



静岡労働局にてぬかづけ運動が展開されております。

転倒災害の増加傾向への歯止め

静岡県内における転倒障害防止対策の好事例

- ・ 事業場 藤枝市内の事業場
- ・ 事業の種類 小売業
- ・ 従業員数 128名（社員・パート労働者含む）
- ・ 設立 2016年3月

転倒災害の増加傾向への歯止め

静岡県内における転倒障害防止対策の好事例



店舗部分にあっては、客同士や客と品出しを行う従業員が接触しないように通路を広くした。

野菜コーナーは、床面が濡れるおそれが多いことから、耐滑性の高いセラミックタイルを採用。（左写真手前）

転倒災害の増加傾向への歯止め

静岡県内における転倒障害防止対策の好事例



- ・魚介を扱う作業場および総菜調理室の床面に砂入り塗料を施し、滑動防止。
- ・魚介を扱う作業場に大量の氷を処分するための専用シンクを設けるほか、床面には多めの排水用集水枡を設置

転倒災害の増加傾向への歯止め

静岡県内における転倒障害防止対策の好事例



葉物野菜などでラッピングしていないものを陳列する前には、野菜から水滴が落ちる可能性があることから、吸水のためのマットを設置

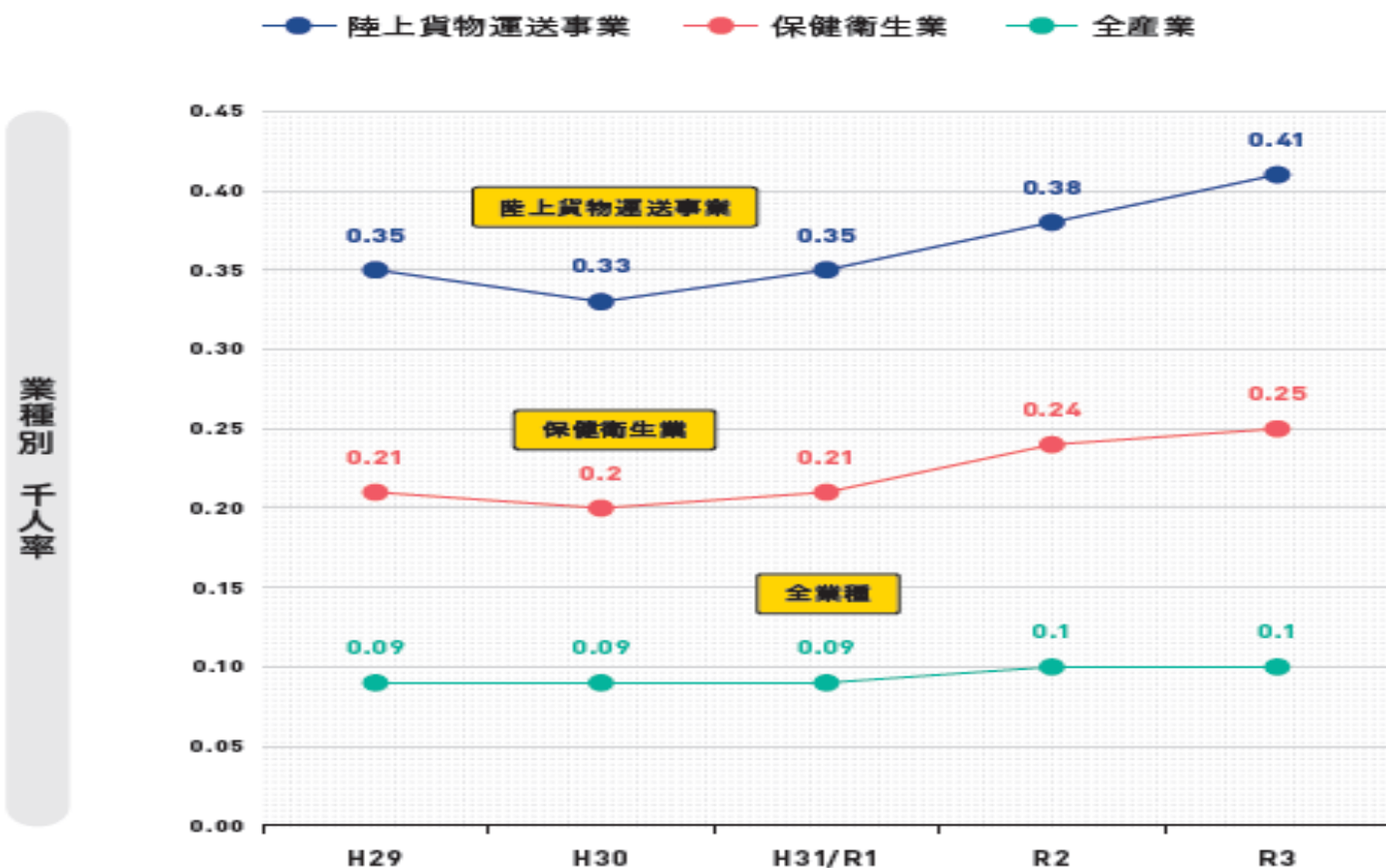
転倒災害の増加傾向への歯止め

静岡県内における転倒障害防止対策の好事例



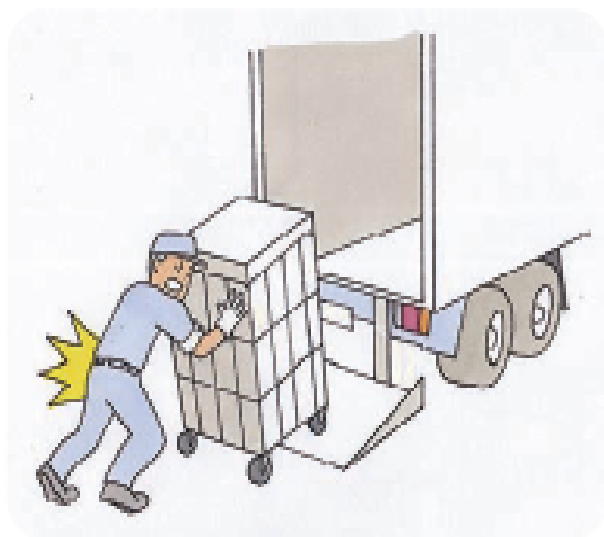
- ・ 通路と台車類の置き場を白線にて区分け。
- ・ 台車置き場には床の水勾配により台車が滑動しないように、キャスター部分に滑り止め塗装。
- ・ 荷物の積み上げ高さを1.8メートルに制限。

職場の腰痛災害を取り巻く現状



腰痛災害は、**陸上貨物運送事業**、**保健衛生業**で多発しており、職場復帰まで長い期間がかかるほか、経験年数の短い労働者も被災している。

陸上貨物運送事業の災害事例



被災者情報

年齢、性別

20代、男性

休業日数

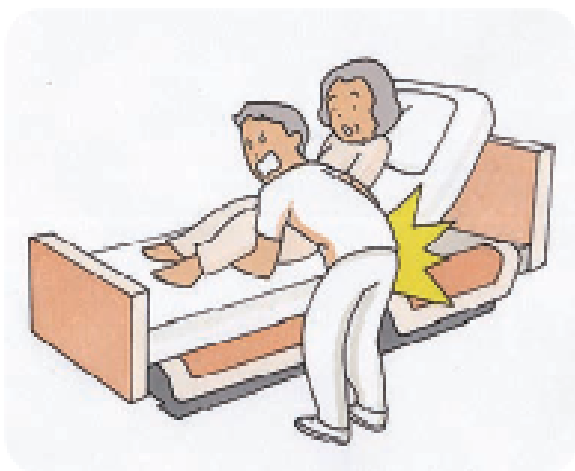
1か月

経験年数

1年

納品先で台車を使って運んでいたところ、荷が倒れそうになったので支えた際に腰に痛みを感じた

保健衛生業の災害事例



被災者情報

年齢、性別	20代、女性
休業日数	3か月
経験年数	1か月以内

浴場に移送するため利用者を抱え上げようとして、腰に痛みを感じた直後動けなくなった

腰痛災害予防

- 職場における腰痛予防対策指針に基づく対応
- リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- ストレッチを中心とした腰痛予防体操
- 介護、看護作業従事者については身体負担軽減対策（ノーリフトケア、介護機器）の推進
- 作業標準の策定や腰痛予防教育

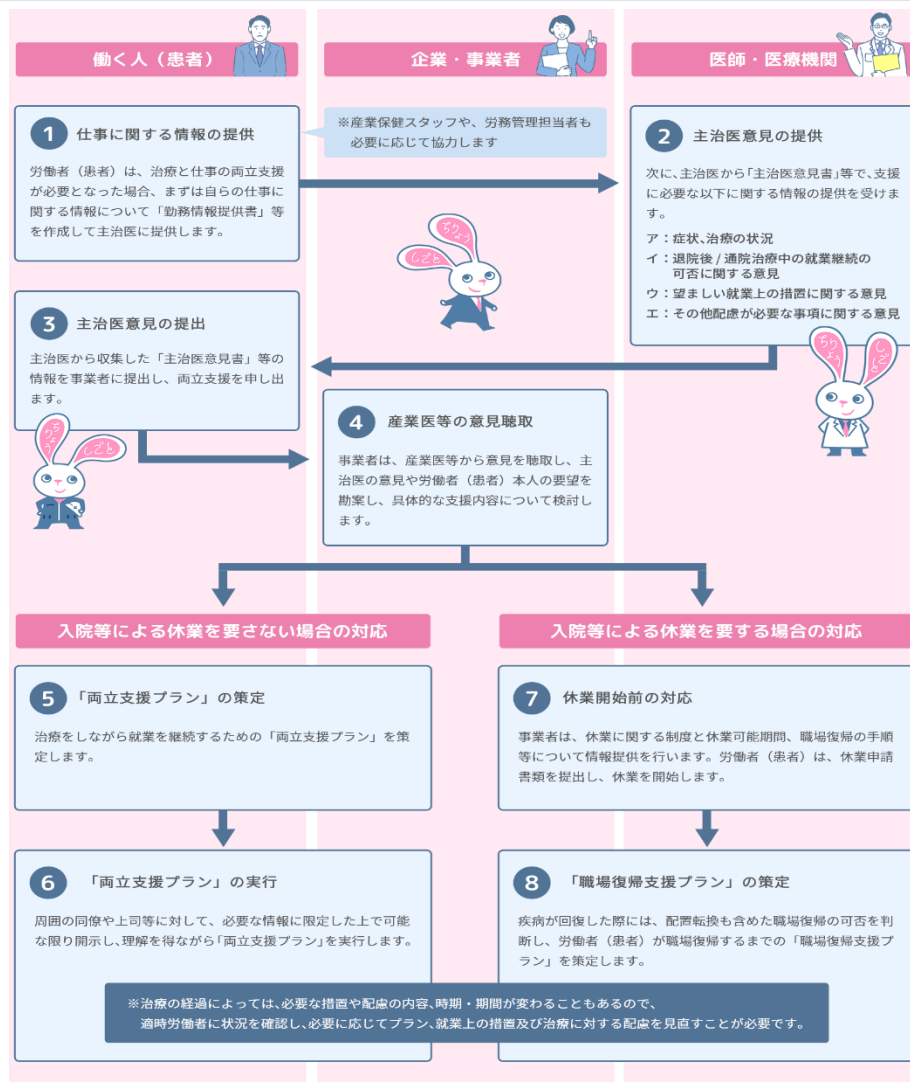
事業場における治療と仕事の両立支援

(職場における傷病等を抱える労働者の現状)

- ・ 労働人口の約3人に1人が、何らかの病気を抱えながら働いている。
- ・ 一般定期健康診断の有所見率は50%を超え、
疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。
- ・ 治療と仕事を両立できるような取組がある事業所は約4割。

治療に専念できればよいが、治療しながら働くことを希望する人もおり、治療しながら働くことを希望する人にとっては、治療と仕事を両立させることができるのかが大きな問題

事業場における治療と仕事の両立支援



厚生労働省
治療と仕事の両立支援ナビより

両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成例

従業員 氏名	生年月日		性別
	年 月 日		男・女
所属	従業員番号		
治療・投薬等の 状況、今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院による手術済み。 ・ 今後1か月間、平日5日間の通院治療が必要。 ・ その後薬物療法による治療の予定。週1回の通院1か月、その後1回の通院に移行予定。 ・ 治療期間を通し副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。 ※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	(参考) 治療等の予定
(記載例) 1か月目	10:00 ～ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 毎日の通院配慮要 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (症状：疲れやすさ、免疫力の低下等)
2か月目	10:00 ～ 17:00 (1時間休憩)	短時間勤務 通院日の時間単位の休暇取得に配慮 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	週1回通院・薬物療法 (症状：疲れやすさ、免疫力の低下等)
3か月目	9:00 ～ 17:30 (1時間休憩)	通常勤務に復帰 残業1日当たり1時間まで可 深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	月1回通院・薬物療法 (症状：疲れやすさ、免疫力の低下等)
業務内容 その他 就業上の配慮事項 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療期間中は負荷軽減のため作業転換を行い、製品の運搬・配達業務から部署内の●●業務に変更する。 ・ 副作用により疲れやすくなることを見込まれるため、体調に応じて、適時休憩を認める。 ・ 治療開始後は、2週間ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。(面談予定日：●月●日●～●時) ・ 労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。 ・ 上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに総務担当まで連絡のこと。 		

プランを作成し、
実施することが一つの
目標地点！

事業場における治療と仕事の両立支援

実施前の準備事項

- ・ 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- ・ 研修等による両立支援に関する意識啓発
- ・ 相談窓口等の明確化
- ・ 両立支援に関する制度・体制等の整備

活用できる機関

- ・ 産業保健総合支援センターによる支援の活用、
両立支援コーディネーターの活用

事業場における治療と仕事の両立支援

事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

〇〇社は、治療と仕事の両立が必要になった
従業員を支援します。
病気にかかったからといってすぐに退職した
りせず、上司や△△部に相談してください。



※厚生労働省 治療と仕事の両立支援ナビより

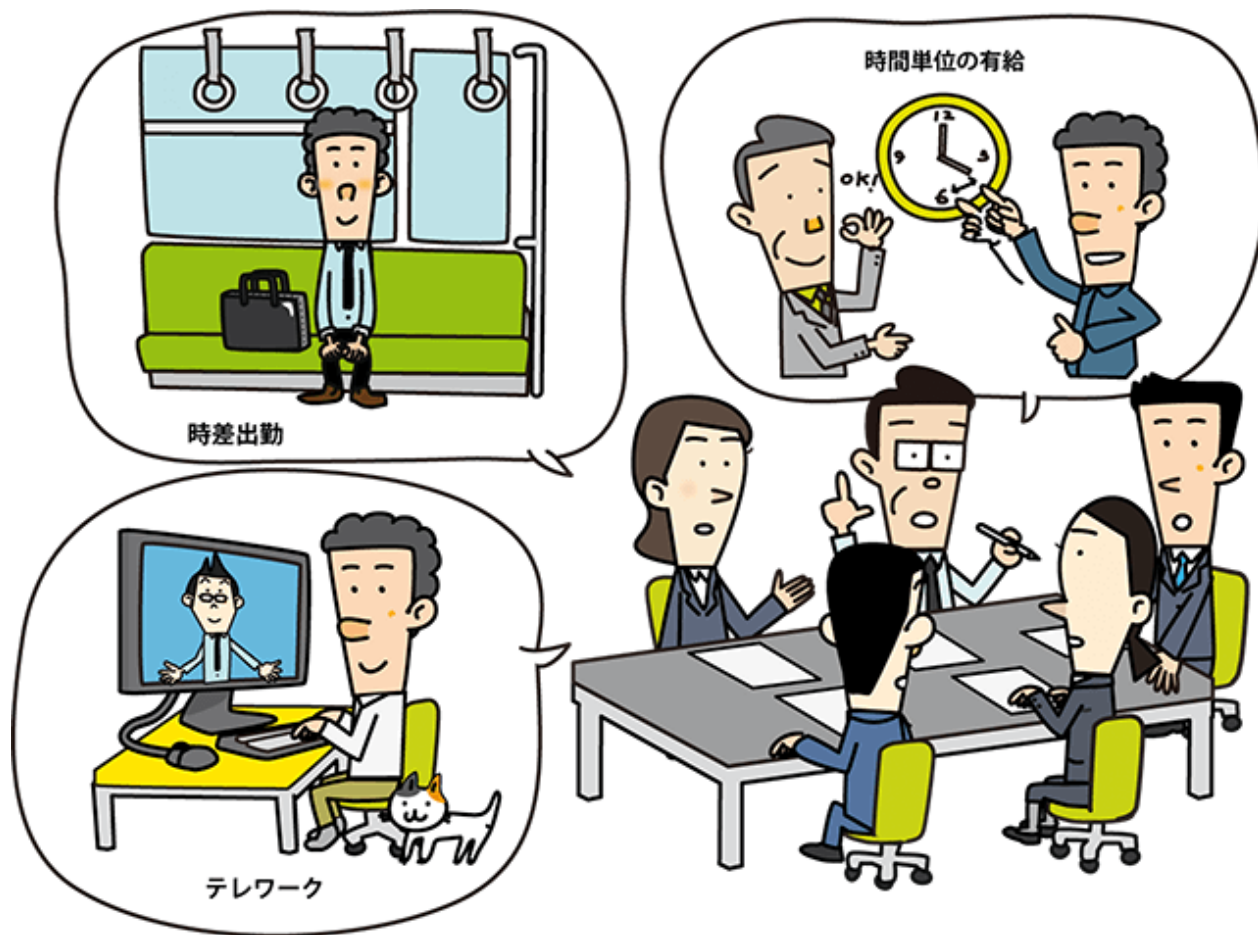
事業場における治療と仕事の両立支援

研修等による両立支援に関する意識啓発、相談窓口の明確化



事業場における治療と仕事の両立支援

両立支援に関する制度・体制等の整備



※厚生労働省 治療と仕事の両立支援ナビより

主な説明内容

- Topic1 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱等
- Topic2 労働者の健康確保を巡る動向
- Topic3 静岡局版第14次労働災害防止計画
- Topic4 化学物質の管理が変わります！
- Topic5 メンタルヘルス対策について
- Topic6 法令改正等について

Topic

2

労働者の健康確保を巡る動向

- ・メンタルヘルス
- ・過重労働
- ・化学物質
- ・石綿

ひと、くらし、みらいのために

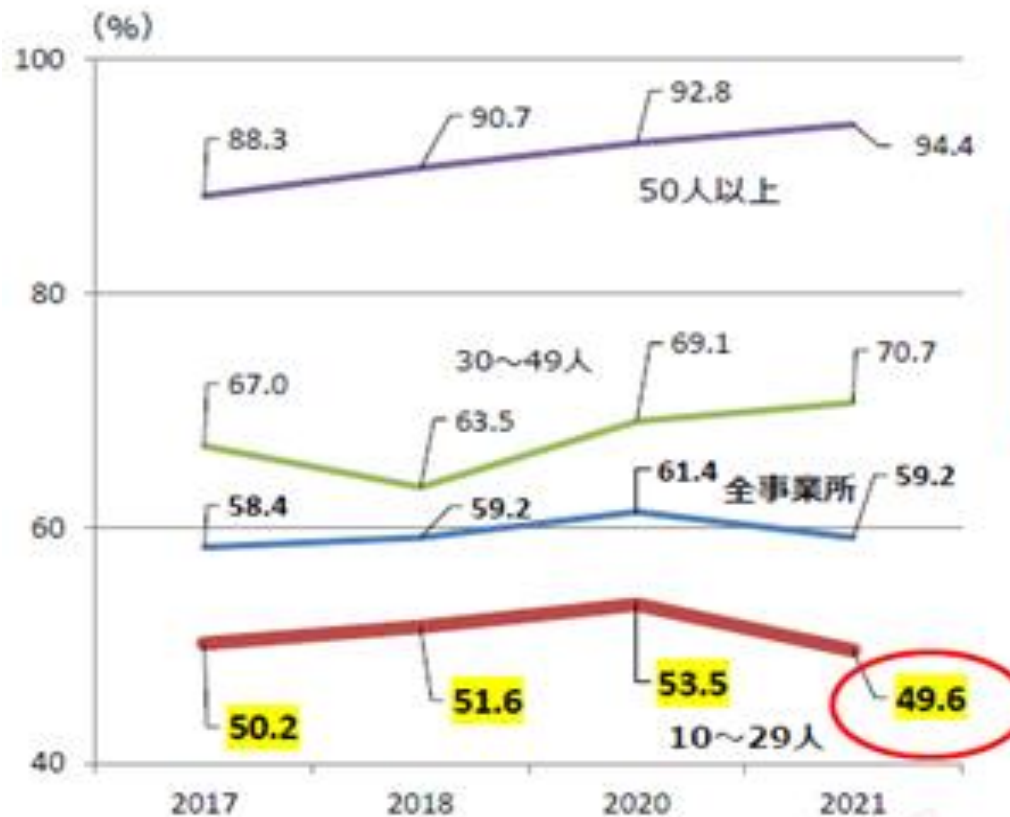


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者の健康確保を巡る動向

①メンタルヘルス

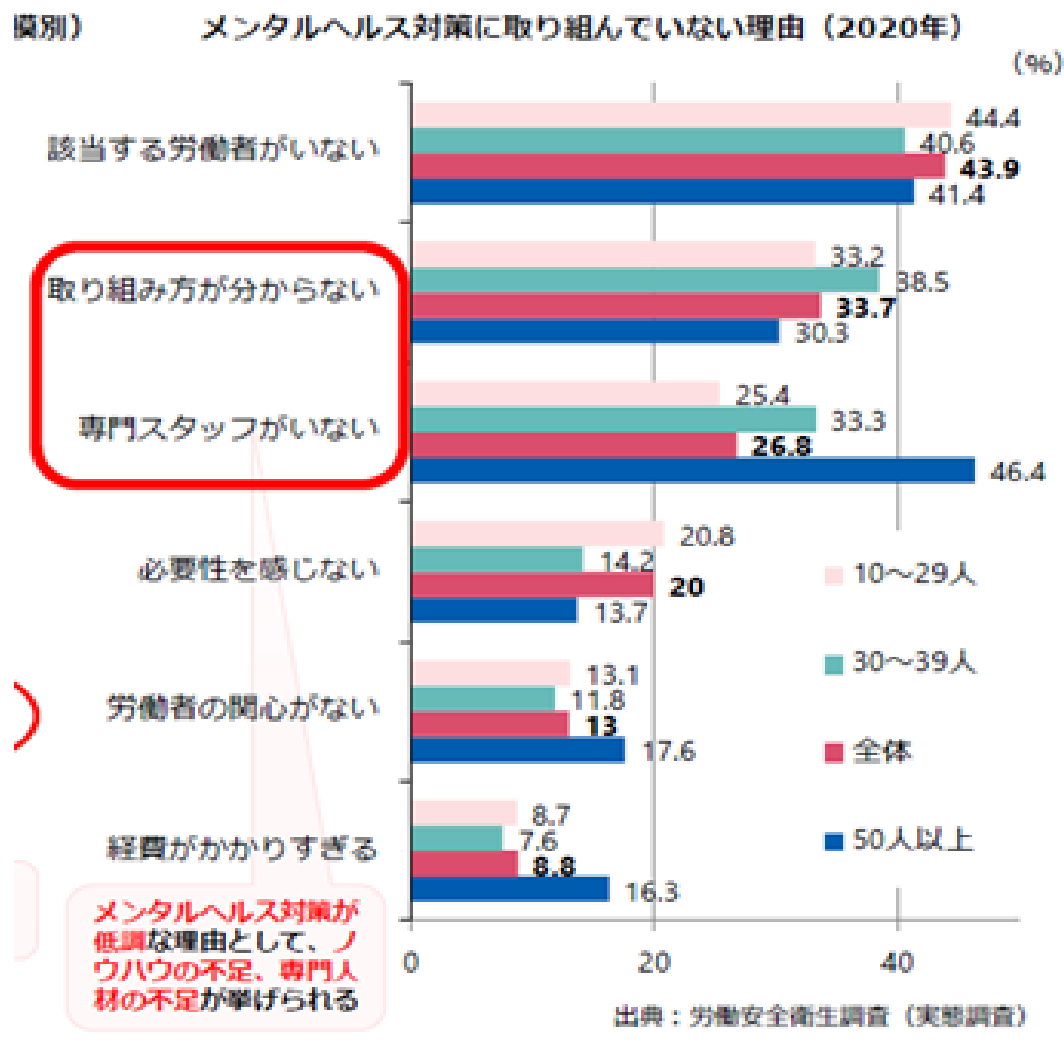
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合（事業所の規模）



小さい規模の事業場ほど、メンタルヘルス対策が低調

労働者の健康確保を巡る動向

①メンタルヘルス



労働者の健康確保を巡る動向

②過重労働

脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

重点

⑦

- 脳・心臓疾患の労災認定件数は減少傾向。
- 精神障害等の労災認定件数は、令和3年度に過去最高となった。

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



注：自殺には未遂を含む
 (出典：脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

労働者の健康確保を巡る動向

③化学物質

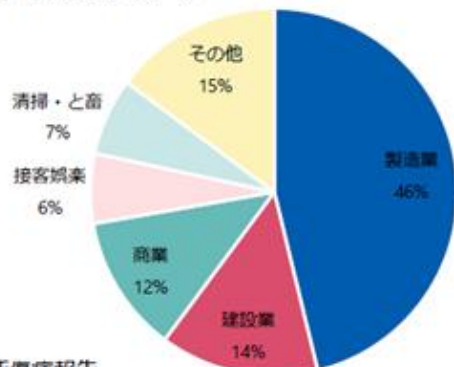
化学物質による労働災害を取り巻く現状

重点
⑧

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割

<化学物質による労働災害発生状況（令和3年）>

起因为物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
可燃性のガス	38
爆発性の物等	16
その他の危険物、有害物	249
合計	472



	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

出典：労働者死傷病報告

出典：労働者死傷病報告

出典：労働者死傷病報告

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約500件発生

製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い

<災害事例①>



食品製造工場の通路において、次亜塩素酸ナトリウムを含有するカビ取り用洗剤を使用して、通路の壁のカビ取り作業を行っていた際に、汚れの落ちが悪いため、通常500倍に希釈して作業するところ、洗剤を希釈せずに原液のまま使用した。帰宅後、息苦しい等の症状が発生したため病院を受診したところ、次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断された。

<災害事例②>

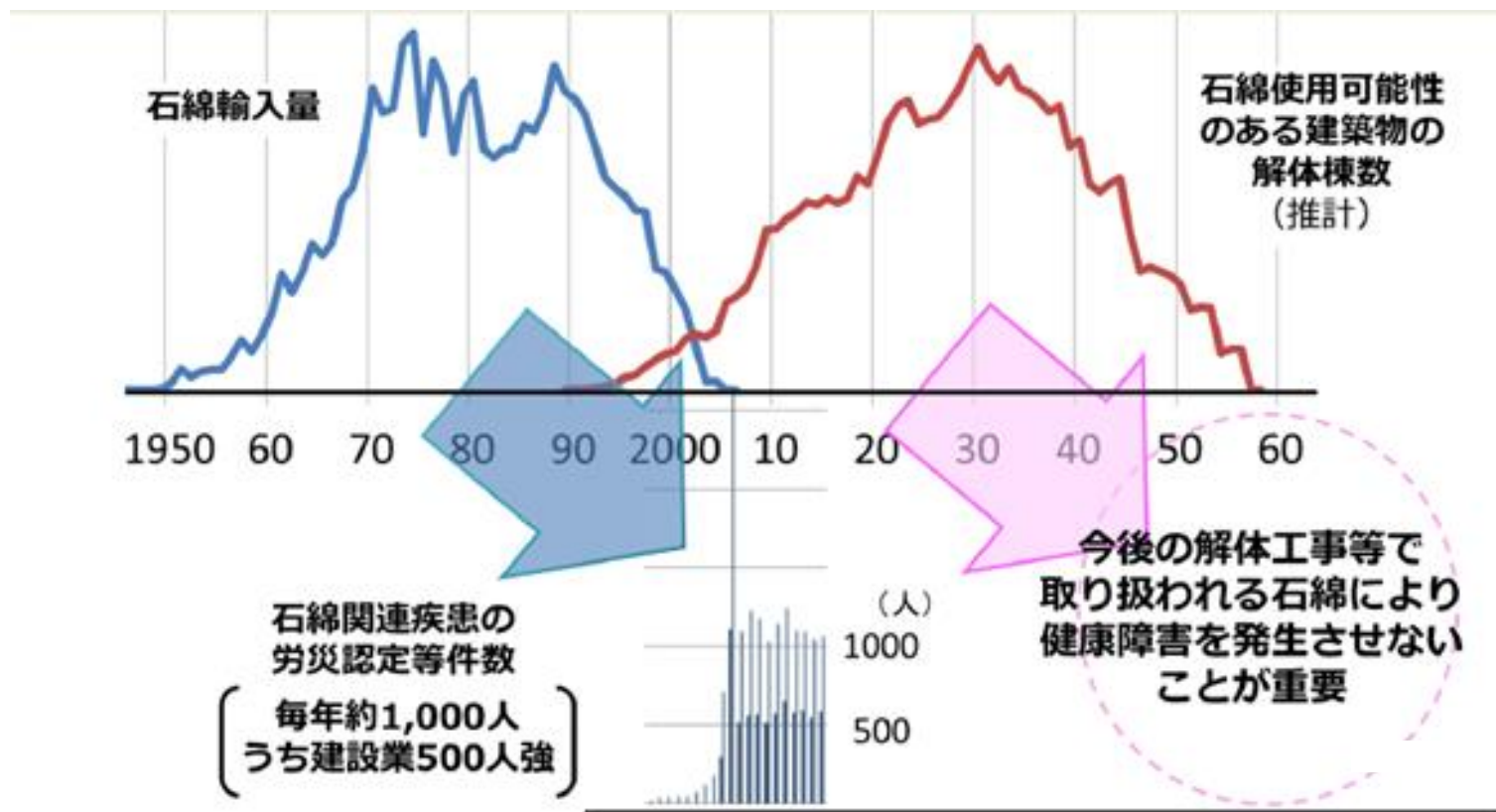


化学工場内における廃棄物焼却炉の定期補修工事で、耐火物へ耐火物の硬化時間促進剤である急結剤の吹付け作業を行っていた。その際、ノズルとホースの接続部から飛散した強アルカリの急結剤が作業員3名の皮膚に付着したことにより、3名とも薬傷（化学性皮膚炎）を負った。

労働者の健康確保を巡る動向

④石綿

- 過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- **石綿使用建築物の解体棟数は2030年頃のピークに向けてさらに増加**
- 今後の石綿使用建築物の解体工事で**石綿ばく露防止対策の強化が必要**



主な説明内容

- Topic1 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱等
- Topic2 労働者の健康確保を巡る動向
- **Topic3 静岡局版第14次労働災害防止計画**
- Topic4 化学物質の管理が変わります！
- Topic5 メンタルヘルス対策について
- Topic6 法令改正等について

Topic

3

静岡局版第14次労働災害防止計画

- ・ 労働災害防止計画とは
- ・ 総合目標
- ・ 8つの重点事項
- ・ 4つの最重要課題
- ・ アウトプット・アウトカム指標

静岡局版第14次労働災害防止計画

労働災害防止計画について

「労働災害防止計画」・・・労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画。

中期計画・・・年度を単位としており、5年単位で策定される。

※労働安全衛生法第6条・・・厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

第1次労働災害防止計画・・・昭和33年～37年

総合目標

第14次労働災害防止計画の概要 (静岡労働局)

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現に向けて

近年、全国的には、労働災害による死亡者数は減少しているものの、県内の死亡者数は建設業を中心に増加しており、労働災害による休業4日以上の死傷者数についても、ここ数年増加傾向にあります。また、労働災害発生率が高い60歳以上の高齢労働者が増加しているほか、外国人労働者の労働災害発生率も高い状況にあります。さらに、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にあります。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した活動の見直し等が必要となっています。

このような状況を踏まえ、静岡労働局では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度とし、5年間にわたり、当局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた静岡労働局第14次労働災害防止計画を策定しました。

計画の期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

計画の総合的な目標

- ◆死亡災害
第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を、**5%以上**減少させる
- ◆死傷災害
2022年と比較して、2027年までに労働災害による休業4日以上の死傷者数を、**減少**させる

8つの重点事項

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送事業・建設業・製造業・林業)
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス・過重労働・産業保健活動)
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
(化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線)

総合目標

- ◆**死亡災害**
第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を、**5%以上減少**させる
- ◆**死傷災害**
2022年と比較して、2027年までに労働災害による休業4日以上の死傷者数を、**減少**させる

静岡局版第14次労働災害防止計画

8つの重点事項

- ①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦労働者の健康確保対策の推進
- ⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線）

第14労働災害防止計画の最重要課題

第13次労働災害防止計画の結果を踏まえ、静岡労働局においては、2023年4月から5年間、以下の4点を最重要課題として取り組むこととする。

- 1 建設業における死亡災害の撲滅
- 2 転倒災害の増加傾向への歯止め
- 3 外国人労働者の労働災害の減少
- 4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

4つの最重要課題

転倒災害の増加傾向への歯止め

2 転倒災害の増加傾向への歯止め

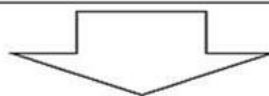
目標

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率※を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに男女とも**その増加に歯止めをかける**。
- ・転倒による平均休業見込日数を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

※年千人率：1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合を示すもの

主要課題

- ・社会福祉施設及び小売業における転倒災害の増加が著しい。
- ・高年齢労働者の被災割合が高い。



目標達成に向けた取組

- ・取組の動機付けとなるよう、行動災害による経済的損失の「見える化」を図るとともに、行動災害防止の取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることを広く周知する（社会福祉施設及び小売業の関係事業場が参画するSAFE協議会等の枠組みの活用）。
- ・新たな「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開し、転倒災害防止のための取組について周知啓発を図る。
- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組等の周知を図る。
- ・行動災害の原因、再発防止対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に活用する。

4つの最重要課題

ストレスチェック制度のさらなる浸透

4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

目標

- ・30人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施事業場数の割合を2023年（令和5年）と比較して2027年（令和9年）までに**増加させる**。
- ・50人以上の事業場におけるストレスチェック実施事業場の割合を2027年（令和9年）までに**90%以上**とする。

主要課題

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場は増えているが、50人以上の事業場において、受検率の低い事業場や未実施事業場について、業種間でも差が見られる。
- ・義務付けのない50人未満の事業場の受検率、実施率は未だ低いと思われる。

目標達成に向けた取組

- ・ストレスチェック制度における実施事項を記した「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく取組の推進を図る。
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」等のマニュアル、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」（独立行政法人労働者健康安全機構）等の相談窓口、静岡産業保健総合支援センター等による研修、及び、「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」等のツールの活用を促す。

静岡局版第14次労働災害防止計画

各アウトプット・アウトカム指標 ～労働者の健康確保対策の推進～

アウトプット指標

アウトカム指標

項目	対象業種	期日	目標値	比較対象	項目	期日	目標値	比較対象
年休取得率	全業種	2027年	70%以上	—				
インターバル制度導入率	全業種	2025年	15%以上	—	週労働時間60H以上の割合	2025年	5%以下	週労働時間40H以上の労働者中
メンタルヘルス対策実施率	全業種	2027年	80%以上	—				
ストレスチェック実施率	全業種(30～49人)	2027年	増加させる	—	高ストレス有	2027年	50%未満	—
ストレスチェック実施率	全業種(50人～)	2027年	90%以上	—				
産業保健サービスの提供割合	全業種	2027年	80%以上	—	なし	—	—	—

静岡局版第14次労働災害防止計画

各アウトプット・アウトカム指標～化学物質等による健康障害等防止対策の推進～

アウトプット指標

アウトカム指標

項目	対象業種	期日	目標値	比較対象	項目	期日	目標値	比較対象
ラベル表示,SDS交付実施率	全業種(対象物取り扱いあり)	2025年	80%以上	—				
危険有害性把握物質(RA義務なし)のRA実施割合	全業種(対象物取り扱いあり)	2025年	80%以上	—	化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触,爆発,火災)期間中合計値	2027年	5%以上減少	13次防の合計値
リスク低減措置の実施割合	全業種(対象物取り扱いあり)	2025年	80%以上	—				
WBGT値把握の実施割合	全業種	2027年	増加させる	2023年				

主な説明内容

- Topic1 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱等
- Topic2 労働者の健康確保を巡る動向
- Topic3 静岡局版第14次労働災害防止計画
- **Topic4 化学物質の管理が変わります！**
- Topic5 メンタルヘルス対策について
- Topic6 法令改正等について

Topic

化学物質の管理が変わります！

自律的な管理を基軸とする規制へ

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

職場における化学物質管理を巡る現状認識

(1) 労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

(2) 有害作業に係る化学物質の管理状況

- 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。
- リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がない」、「方法が分からない」などが多い。

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

(3) 中小企業における状況

- 企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

(4) 諸外国における化学物質管理

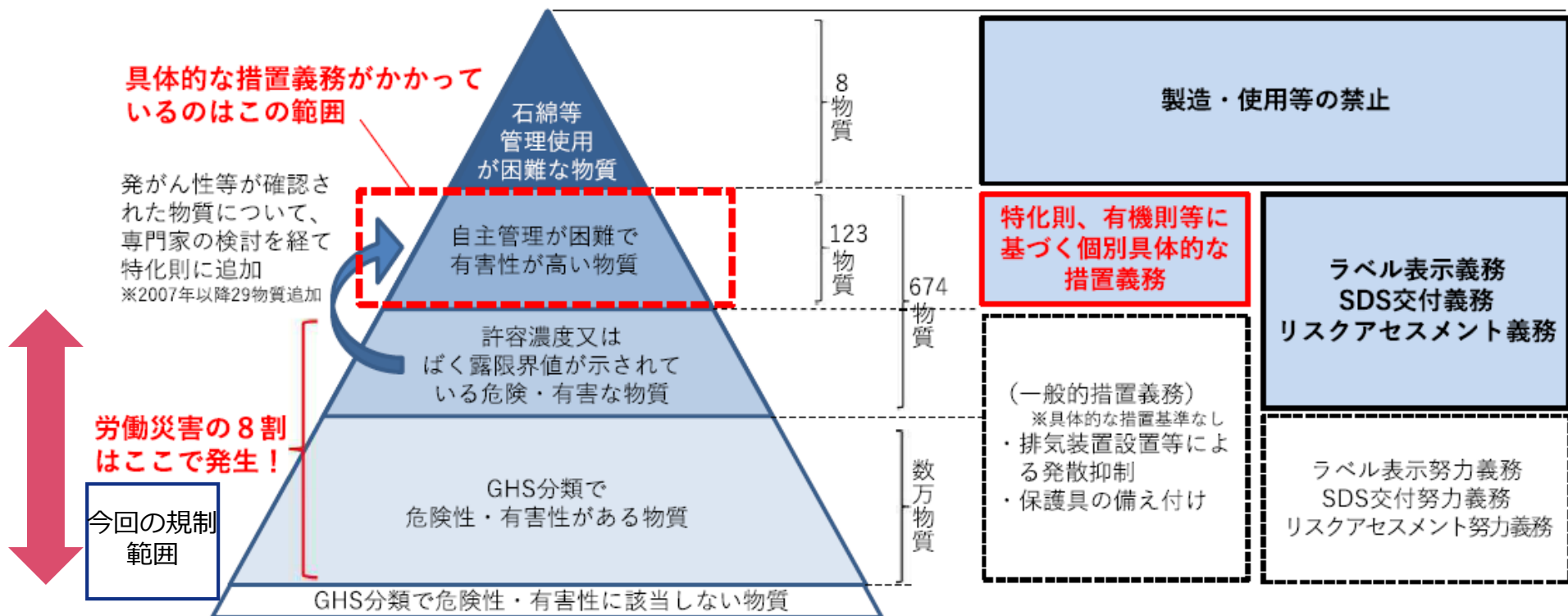
- 欧州及び米国は、GHS分類で危険有害性のある全ての物質がラベル表示・SDS交付の義務対象。
- 欧州は、個別規制はしていないが、リスクアセスメントが義務。また細かい流通規制がある。米国は、インダストリアル・ハイジニストの判断を重視。

検討会における検討結果の内容

- 化学物質規制体系の見直し
(自律的な管理を基軸とする規制への移行)
- 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 特化則等に基づく措置の柔軟化
- がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせず、規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生（規制とのいたちごっこ）



何の数字？

18

化学物質管理体系の見直し

- ラベル表示、SDS交付、RA（リスクアセスメント）対象物の追加
- ばく露の低減、RA健康診断、労働者の意見聴取、作業記録
- 衛生委員会の付議事項の追加
- リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存
- 遅発性疾病の把握強化
- 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止
- 化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示

化学物質管理体系

7-1 (ラベル表示、SDS交付、RA対象物の追加)

- ・ラベル表示、SDS交付義務対象物質が674物質から903物質へ
→令和8年4月には約2900物質、その後も順次追加予定
- ・ラベル表示、SDS交付義務対象物質
→(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のホームページで確認可能

・RA対象物

→ラベル表示及びSDS交付義務が

課された物質とほぼ同一

急性毒性	区分1	区分2～4
皮膚腐食性/刺激性	区分1	区分2
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	

化学物質管理体系

7-1 (ラベル表示、SDS交付、RA対象物の追加)

急性毒性	区分 1	区分 2 ~ 4
皮膚腐食性/刺激性	区分 1	区分 2
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	区分 1	区分 2
呼吸器感作性	区分 1	
皮膚感作性	区分 1	
生殖細胞変異原性	区分 1	区分 2
発がん性	区分 1	区分 2
生殖毒性	区分 1	区分 2
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1	区分 2 ~ 3
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1	区分 2
誤えん有害性	区分 1	

7-2 (ばく露の低減、RA健康診断、労働者の意見聴取)

- ばく露の低減

リスクアセスメントを実施し、労働者のばく露の程度を最小限度にする。

リスク=危険性、アセスメント=評価、査定

最小限度 = 濃度基準値が設定されている物質については濃度基準値以下

- RA健康診断

リスクアセスメント対象物質

濃度基準値設定物質

- 労働者の意見聴取、作業記録

ばく露低減措置と結果について意見を聞く機会を設ける

1年を超えない期間ごとに記録を作成し3年間保存する

(がん原生物質の場合は30年間)

化学物質管理体系

7-3（衛生委員会の付議事項の追加）

衛生委員会（労働者50人未満の場合は関係労働者に意見を聴く）において、下記事項について付議する。

- ばく露の程度を最小限度にするための措置
- 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置
- RA健康診断結果と結果に基づき講じる措置

7-4（リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存）

- ・ 改正前→周知
- ・ 改正後→周知+保存（最低3年間）

化学物質管理体系

7-5（遅発性疾病の把握強化）

- ・ 1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患した時は、業務に起因するかどうかについて、遅滞なく医師に意見を聴く



- ・ 医師が業務に起因するものと疑われるものと判断した場合は、化学物質の名称、業務の内容等を監督署に報告する。

7-7（化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示）

- ・ 化学物質による労働災害が発生した場合で管理が適切でない場合
事業場に対して改善指示を行い、その改善結果の報告を求める。
→事案が発生した場合、個別に判断される。

7-6（皮膚等障害化学物質への直接接触の防止）

- ・ ①皮膚や眼に障害を与えるおそれがある物質
- ・ ②皮膚から吸収され健康障害等を生ずるおそれがある物質

は保護眼鏡、保護衣、保護手袋、履物等の着用を義務づける

→3パターン

- ・ おそれがあるもの（皮膚、眼、呼吸器で区分1）

→義務付けあり

- ・ おそれがないもの

→義務付けなし（皮膚、眼、呼吸器で区分非該当+

経皮有害性なし）

- ・ 不明なもの

努力義務（上記のおそれがあるもの、ないもの以外のもの）

急性毒性	区分 1	区分 2～4
皮膚腐食性／刺激性	区分 1	区分 2
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	区分 1	区分 2
呼吸器感作性	区分 1	
皮膚感作性	区分 1	
生殖細胞変異原性	区分 1	区分 2
発がん性	区分 1	区分 2
生殖毒性	区分 1	区分 2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分 1	区分 2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分 1	区分 2
誤えん有害性	区分 1	

7-6 (皮膚等障害化学物質への直接接触の防止)

いずれかで「区分1」のもの！

急性毒性	区分1	区分2～4
皮膚腐食性／刺激性	区分1	区分2
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	

実施体制の確立

- 化学物質管理者、保護具着用責任者の選任義務化
- 雇入れ時等教育の拡充
- 職長等の教育を行うべき業種の拡大

3-1①（化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化）

化学物質管理者

化学物質の**製造事業場**と**それ以外（取り扱い、譲渡、提供）**の2種類

製造事業場

→化学物質管理専門的講習を受けた人もしくは講習修了者と同等以上の能力を有すると認められる者

同等以上の能力を有すると認められる者

（告示施行通達（令和4年9月7日付け基発0907第1号）で定める事項）

製造事業場以外

→講習修了者が望ましい

実施体制

3-1②（化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化）

- ・保護具着用責任者

ばく露低減措置として有効な呼吸用保護具を着用させる措置を選択した場合
→選任が必要となる。

選任要件は次のとおり

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

実施体制

3-2（雇入れ時等教育の拡充）

法の規定により一部の業種については、雇入れ時教育の一部省略（8つの項目のうちの4つ）が認められていたが、これを廃止するというもの。



全ての事業場で、安衛則第35条にもとづく項目の教育を行うことが必要となる。

3-3（職長等の教育を行うべき業種の拡大）

改正前

- ・ 建設業
- ・ 製造業（製造業は次に掲げるものを除く。（**食料品**・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）、繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業）



改正後（以下の業種が追加）

食料品製造業、新聞、出版、製本業、印刷物加工業

※食料品製造業の災害発生割合が高くなっていること、平成24年3月に大阪の印刷事業場で起きた胆管がんの発症が背景にある。

情報伝達の強化

- SDS通知方法の柔軟化
- 人体に及ぼす作業の定期確認及び更新
- SDS通知事項の追加、含有量表示の適正化
- 事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化
- 注文者が措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

5-1 (SDS通知方法の柔軟化)

改正前

- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）



改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、
二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

5-2（人体に及ぼす作業の定期確認及び更新）

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。

5-3 (SDS通知事項の追加、含有量表示の適正化)

- ・ SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。

※ SDSの記載に当たっては、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要なとされる保護具の種類を必ず記載してください。

- ・ SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

5-4（事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化）

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

※なお、他容器に一時的に移し替えるだけで保管せず、その場で使い切る場合等は、保管する場合には該当しないため、対象とはなりません。

5-5（注文者が措置を講じなければならない設備の範囲の拡大）

化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならない。

改正前

化学設備、特定化学設備とその附属設備で改造、修理、清掃等の仕事を行う場合



改正後

SDSによる通知の義務 対象物の製造・取扱設備で改造、修理、清掃等の仕事を行う場合も対象となります。

その他

- 管理水準良好事業場の特別則適用除外
- 特殊健康診断の実施頻度の緩和
- 第三管理区分事業場の措置強化

その他

3-1（管理水準良好事業場の特別則適用除外）

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

個別具体的な規制がかかっている123の化学物質について、リスクアセスメントに基づく管理に委ねるもの。

認定要件について

化学物質管理専門家（労働衛生コンサルタント、作業環境測定士）がいることに加えて、労働災害がないこと、作業環境測定で結果が良いこと、労働者に所見がある人がいないこと等があげられる。

その他

3-2（特殊健康診断の実施頻度の緩和）

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できます。

- ・当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。
（※四アルキル鉛を除く。）
- ・直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。
- ・直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと等

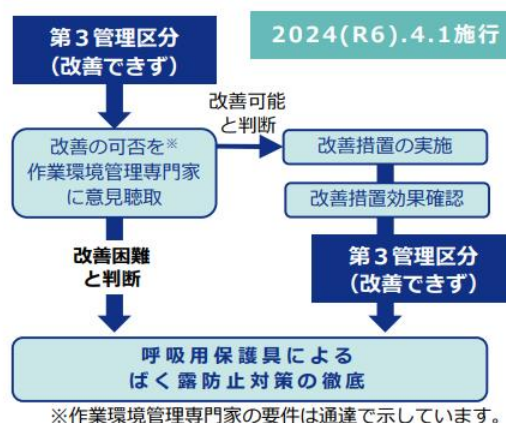
※特定化学物質のうち、特別管理物質は緩和できない。

また、溶接ヒュームにかかる特殊健康診断の緩和もできない。

3-3 (第三管理区分事業場の措置強化)

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と(1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導(いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。)等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届出を提出すること。

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

- ・呼吸用保護具の徹底
- ・定期的な報告と濃度測定

施行期日

		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1	
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加			2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加	7	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	化学物質によるがんの把握強化	(10)	2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示			2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等			2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存		2023(R5).4.1施行	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化	3		2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充			2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		2023(R5).4.1施行	
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行		
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化	5		2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化		2023(R5).4.1施行	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外		2023(R5).4.1施行		
特殊健康診断の実施頻度の緩和	3	2023(R5).4.1施行		
第三管理区分事業場の措置強化			2024(R6).4.1施行	

主な説明内容

- Topic1 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱等
- Topic2 労働者の健康確保を巡る動向
- Topic3 静岡局版第14次労働災害防止計画
- Topic4 化学物質の管理が変わります！
- **Topic5 メンタルヘルス対策について**
- Topic6 法令改正等について

Topic

5

メンタルヘルス対策について

- ・メンタルヘルス対策に関わる主な法令、指針
- ・労働者の心の健康の保持増進のための指針
- ・ストレスチェック
- ・過重労働による健康障害防止対策

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

メンタルヘルス対策に関わる主な法令、指針

1 メンタルヘルス対策

- **労働者の心の健康の保持増進のための指針**（メンタルヘルス指針）
H18.3.31公示第3号 改正H27.11.30公示第6号
- **心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き** H16.10 改正H21.3

2 ストレスチェック

- **安衛法66条の10・安衛則52条の9～21**
- **平成27年5月1日基発0501第3号**
- **心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針**（ストレスチェック指針）
H27.4.15公示第1号 改正H30.8.22公示第3号
- **労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル** 改訂令和元年7月

3 長時間労働者への医師による面接指導

- **安衛法66条の8～9・安衛則52条の2～8**

4 パワーハラスメント対策

- **パワーハラスメント対策導入マニュアル**（第4版）
- **労働施策総合推進法**

労働者の心の健康の保持増進のための指針

衛生委員会等における調査審議

「心の健康づくり計画」の策定

- 事業者の意思表示
- 心の健康づくりの体制整備
- 問題点の把握・ケアの実施
- 人材確保・事業場外資源の活用
- 労働者の健康情報保護
- 計画の評価・見直し などを定める。

4つのケアの推進

セルフケア
労働者による

ラインケア
管理監督者による

産業保健スタッフによるケア
産業医、衛生管理者等による

事業場外資源によるケア
事業場外の機関、専門家による

教育研修・
情報提供

一次予防

メンタルヘルス不調の未然防止

二次予防

メンタルヘルス不調の早期発見と対応

三次予防

メンタルヘルス不調者の職場復帰支援

メンタルヘルス相談窓口

静岡産業保健総合支援センター

<https://shizuokas.johas.go.jp/>

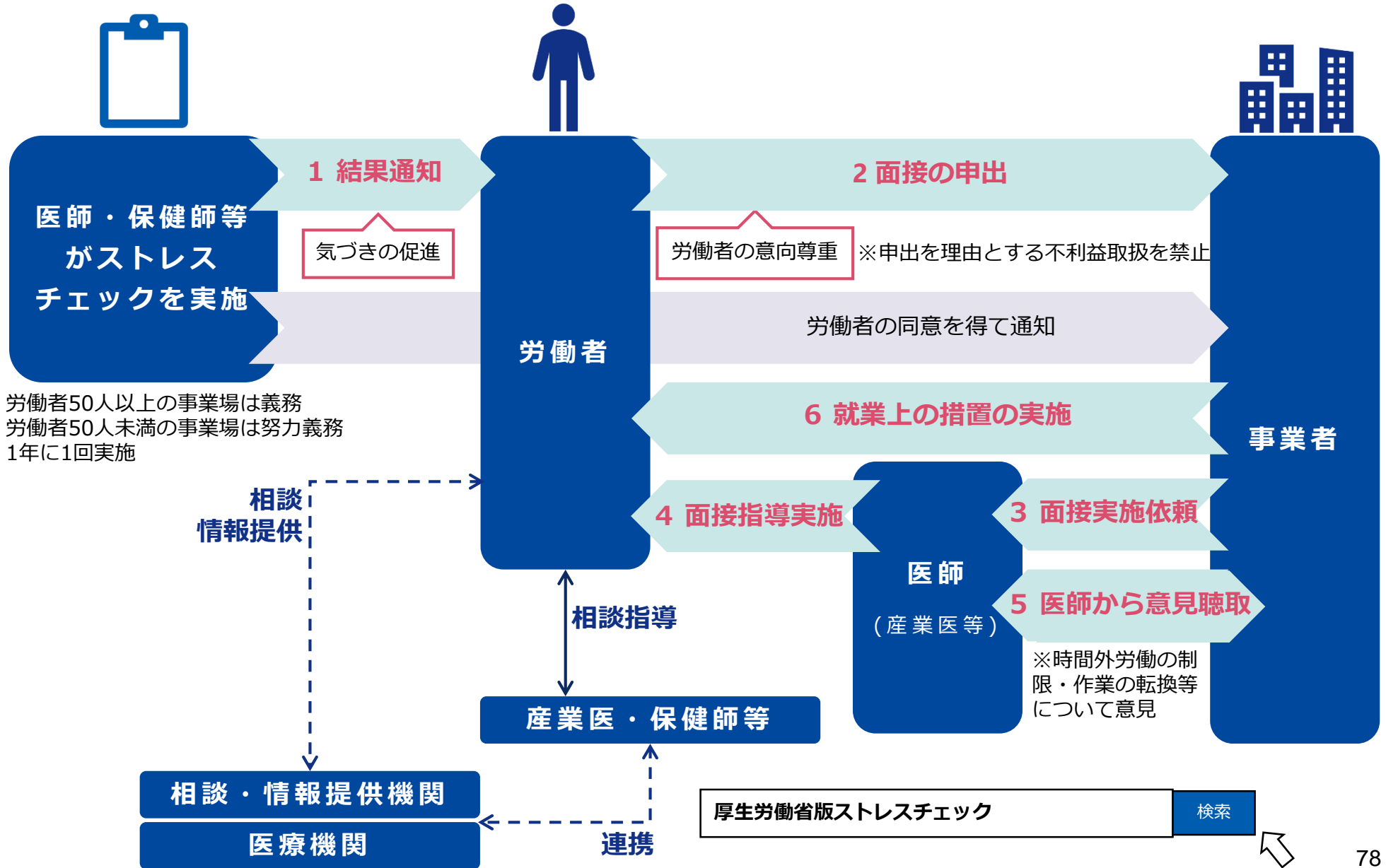
- メンタルヘルス全般に係る総合相談
- 事業場への訪問支援

こころの耳

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

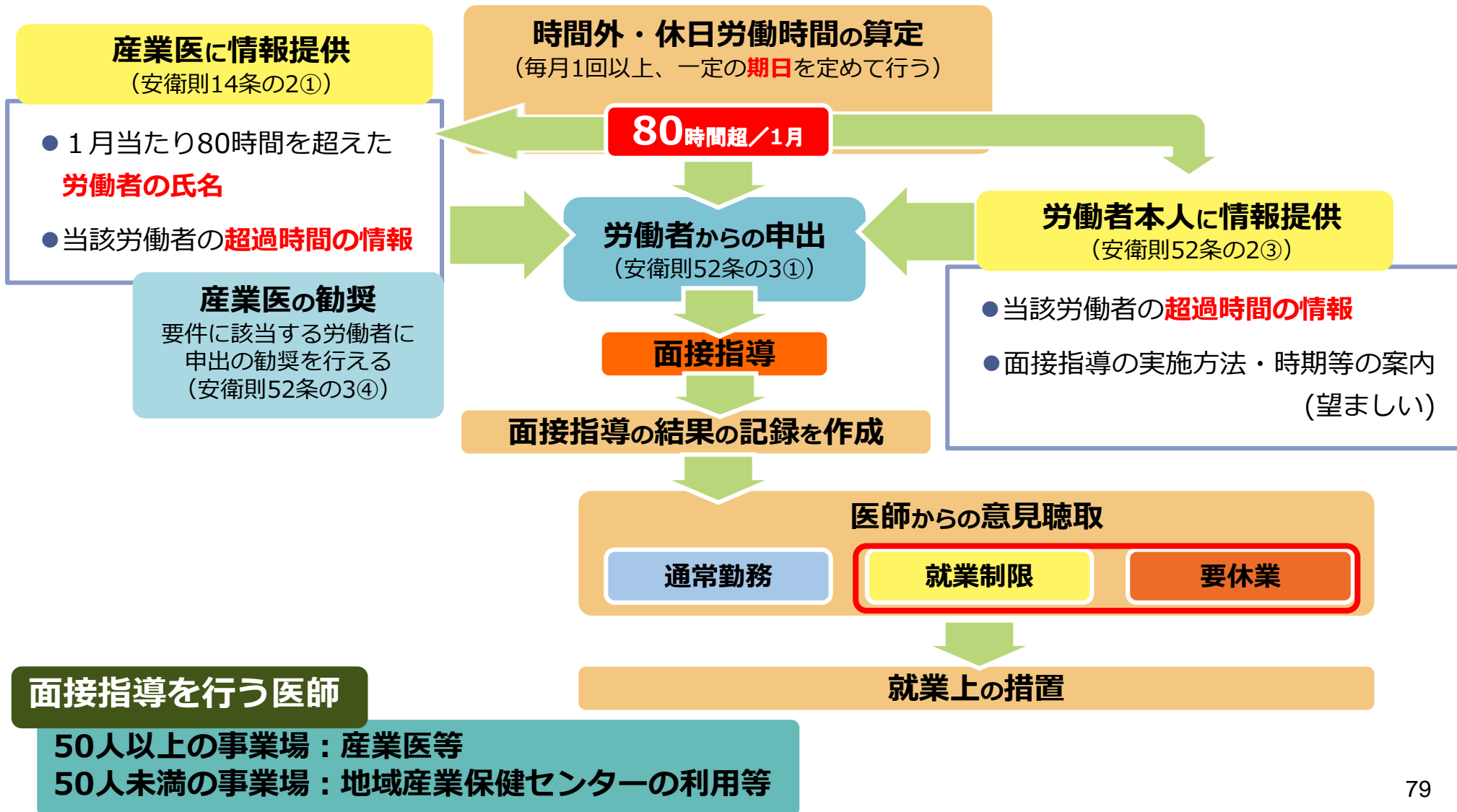
- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト
- 心の健康確保と自殺や過労死の予防

ストレスチェック



過重労働による健康障害防止対策

長時間労働者に対する面接指導等



主な説明内容

- Topic1 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱等
- Topic2 労働者の健康確保を巡る動向
- Topic3 静岡局版第14次労働災害防止計画
- Topic4 化学物質の管理が変わります！
- Topic5 メンタルヘルス対策について
- **Topic6 法令改正等について**

Topic

6

法令改正等について

- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質障害予防規則
- ・ 騒音障害防止ガイドライン
- ・ 熱中症対策

石綿障害予防規則

事前調査の強化概要

- 解体等の作業の際、事前調査必要 R3.4.1対象拡大
- 分析調査で資格必要 R5.10.1～
- 事前調査、分析調査の記録3年保存 R3.4.1～

● 解体等の作業の際の掲示等 R3.4.1～

- ▶ すべての解体等作業場 … 掲示
- ▶ 石綿等が使用されている解体等作業場 … 掲示 + 事前調査の記録の写し備付

● 事前調査で資格必要 R5.10.1～

建築物

● 事前調査の結果報告必要 R4.4.1～

- 解体80㎡以上
- 改修100万円以上

工作物

- 大臣の定める
工作物解体・改修
100万円以上

船舶

事前調査を行う者の要件 (石綿則第3条④、告示276号)

- **建築物の事前調査**は、次の者に行わせることが必要です。(前スライドの場合は除きます)

種 別	調査できる対象物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者 	すべての建築物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者 	一戸建ての住宅 共同住宅の住戸の内部

◆ 共同住宅の住戸の内部

長屋は含まれます。店舗併用住宅は含まれません。

住戸の専有部分を指します。

ベランダ、廊下等共用部分など、内部以外の部分は含まれません。

● 【参考】講習時間等

特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者 (改正前の建築物石綿含有建材調査者)	一戸建て等石綿含有建材調査者
講義(11時間)、実地研修、 筆記試験及び口述試験	講義(11時間)及び筆記試験	講義(7時間)及び筆記試験

分析調査を行う者の要件（石綿則第3条⑥、告示277号）

- **分析調査**は、次の者に行わせることが必要です。
 - ・ 厚生労働大臣が定める**分析調査講習**を受講し、修了考査に合格した者
 - ・ (公社) 日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者
 - ・ (一社) 日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
 - ・ (一社) 日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
 - ・ (一社) 日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

特定化学物質障害予防規則

金属アーク溶接等作業以外で塩基性酸化マンガンを取り扱う皆さまへ

「塩基性酸化マンガン」について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「**塩基性酸化マンガン**」について、上記のリスク評価等により労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

溶接ヒュームに関する規制については、リーフレット「金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます」をご覧ください。

1. 新たに規制の対象となった物質

- 塩基性酸化マンガンに有害性が確認されたことから、従来の第2類特定化学物質である「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く）」を「マンガン及びその化合物」と改正し、塩基性酸化マンガンに新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）に位置付けます。
- 塩基性酸化マンガンとは、マンガンの酸化数が2または3の塩基性酸化物であり、代表的な物質として酸化マンガン（MnO）、三酸化二マンガン（Mn₂O₃）が挙げられます。

酸化マンガン（MnO）（CAS No.1344-43-0）		
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状	構造式
神経機能障害	・ 緑色固体 ・ 融点1785℃	Mn=O
三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）（CAS No.1317-34-6）		
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状	構造式
神経機能障害、呼吸器系障害	・ 黒色固体 ・ 融点1650℃	$O \text{---} Mn \text{---} O \text{---} Mn \text{---} O$

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「**溶接ヒューム**」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

・ 作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
・ ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- 金属をアーク溶接する作業
- アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム		
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状	
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子（粒径0.1~1μm程度）	
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害		

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「**溶接ヒューム**」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

・ 作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
・ ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- 金属をアーク溶接する作業
- アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム		
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状	
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子（粒径0.1~1μm程度）	
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害		

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

塩基性酸化マンガン

溶接ヒューム（屋外）

溶接ヒューム（屋内）

特定化学物質障害予防規則

令和5年4月1日から

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	・現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。 ※測定を行った場合、「換気風量の増加その他の必要な措置」を講じていただく必要があります。				溶接ヒュームの濃度測定 (4/1~)							
					換気風量の増加その他の必要な措置 (4/1~)							
特定化学物質作業主任者の選任					再度の溶接ヒュームの濃度測定 (4/1~)							
	・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和4年4月1日以降、特化則と粉じん則に基づく防じんマスクについては、いずれか防護性能の高い方を使用しなければなりません。				呼吸用保護具の選択・使用 (4/1~)				フィットテストの実施 (4/1~)			
					選任義務 (4/1~)							

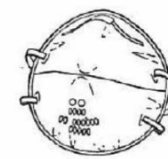
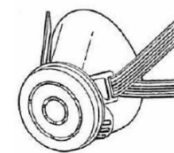
確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8 10:00	良	●●社に委託して実施(以下同じ。)
乙田次郎	12/8 10:30	否(1回目) 良(2回目)	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

※ 大気粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

(参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】



電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



おわりに

健康診断について

職場の健康診断実施強化月間について

職場の健康診断実施強化月間について

9月は職場の健康診断実施強化月間です

- 健康診断の実施、実施後の有所見者の意見聴取、必要な場合の事後措置の実施の徹底をお願いします！！
- 健診の一部項目の省略が認められるのは、医師が認めた場合のみであることに引き続きご留意ください。

配布の用紙

『9月は「職場の健康診断実施強化月間です」』

につきまして、チェックの上、9月末までに島田署あて、ご郵送願います。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？
次のア～キの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事業場名称		業種	
所在地		労働者数	計 人 うち派遣労働者 人 うち外国人労働者 人
担当者職氏名		電話番号	
ア	定期健康診断を行っていますか。 □1年以内に行っている 直近の健診実施時期 年 月 直近の健診実施機関名	□1年以内に行っていない 時期 年 月 □未定	
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。 □6ヶ月以内に行っている 直近の健診実施時期 年 月 直近の健診実施機関名	□対象者がいない □6ヶ月以内に行っていない □予定している 時期 年 月 □未定	
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。	□行っている □行っていない	
エ	健康診断結果、有所見者について医師（政令で定める有害な業務に従事する労働者に対して歯科健診を行った場合は歯科医師）からの意見聴取を行っていますか。	□行っている □行っていない	
オ	健康診断実施後の措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。	□行っている □行っていない □該当事案なし	
カ	健康診断の結果、保健指導を行っていますか。（努力義務）	□行っている □行っていない	
キ	医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。（「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」に基づく義務のため、第三者提供に係る本人同意は不要です）	□行っている □行っていない □行っていない場合はその理由 □医療保険者からデータ提供を求められたことがない □個人健康情報の観点から第三者に提供してよい判断がつかない □データ提供することに事業場としての利点がない □その他（ ）	

※ 直近の健診実施機関名については、代表する1機関を記入すること。

送付先 島田労働基準監督署 第三方面
所在地 〒427-8508 島田市本通り1-4677-4
島田労働総合庁舎3階

郵送先の住所は配布用紙の下欄に記載されております。